

広島県告示第五百五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第四項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和元年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

借借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住 所	借借権の設定等を受ける土地 所 在	面積（㎡）
農事組合法人皆童丸	尾道市	尾道市御調町丸河南字大羽 谷八九二番一	一一三
山本 賢司	尾道市	尾道市向島町岩子島字最之 木二四七七番一ほか七筆	一、一八三
株式会社vegeta	庄原市	尾道市因島重井町字広田四 二〇二番四ほか二筆	二、八七〇
株式会社vegeta	庄原市	三次市向江田町二四六四番 三ほか二三筆	三三三、八五二
大迫 一三	庄原市	庄原市上原町字後迫二七三 九番ほか五筆	一一、二七一
農事組合法人ファーム ・おだ	東広島市	東広島市河内町小田字竹之 元一九二九番一	一、四四九
有限会社時川プロダク ト	安芸高田市	安芸高田市向原町戸島字城 平三〇番一ほか一筆	四、三五〇
竹森 隆則	安芸高田市	安芸高田市向原町坂字獅子 堀四八八八番	一、四〇九
竹森 隆則	安芸高田市	安芸高田市向原町坂字寺山 四六三三番ほか六筆	一〇、六四六
佐古 春雄	山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝字大切 五七七三番一ほか七筆	一五、七六八
株式会社ウエダ	山県郡北広島町	山県郡北広島町奥原字滝本 郷五番一ほか九三筆	一一二、四〇三
角甲 正行	山県郡北広島町	山県郡北広島町大塚字下郷 九二六番ほか九筆	一八、一九八
渡邊 光	山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝字下朝 枝一一八二番三ほか一三筆	一三、五六三
山中 陽子	豊田郡大崎上島町	豊田郡大崎上島町原田字尾 末四五三番一ほか一筆	三、一三〇
レインボーファーム神 石高原株式会社	神石郡神石高原町	神石郡神石高原町小野字南 郷一六〇〇番一ほか二二筆	三三三、二三三
農事組合法人高原の里 まき	神石郡神石高原町	神石郡神石高原町牧字牧七 五二番	一、三三〇

二 認可年月日

令和元年七月二十六日